

県南広域振興局長告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年3月20日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1（1）路線名 一関北上線
 - （2）供用開始の区間
 - ア 奥州市前沢区生母字田谷1番1地先から字荒谷1番7地先まで
 - イ 奥州市前沢区生母字荒谷30番2地先から字劔林109番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成30年3月20日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成30年3月20日から同年4月20日まで
- 2（1）路線名 長坂東稲前沢線
 - （2）供用開始の区間
 - ア 奥州市前沢区生母字荒谷30番2地先から34番1地先まで
 - イ 奥州市前沢区生母字荒谷33番1地先から字下谷記23番6地先まで
 - （3）供用開始の時期 平成30年3月20日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成30年3月20日から同年4月20日まで